

# 医療機関等との協定締結状況

# 1 医療措置協定

## 協定締結状況

### ◆ 病床確保や発熱外来等、個別に医療機関と協議を行った上で医療措置協定を令和6年3月29日付で締結。

※ 協定締結状況：病院：87.8%（440/501） 診療所：35.7%（1,944/5,443） 保険薬局：68.7%（3,051/4,438） 訪問看護事業所：37.2%（694/1,867）  
（分母となる医療機関数は、意向（事前）調査を実施した令和5年6月時点）

#### 【協定締結状況 流行初期（対応開始時期 発生公表後3か月程度）】

	流行初期（対応開始時期 発生公表後3か月程度）									
	病床確保		発熱外来	自宅療養者等への医療提供				後方支援		人材派遣
	重症 病床数 (機関数)	軽症中等症 病床数 (機関数)	発熱外来 対応機関数 (対応人数)	自宅療養者 への医療	宿泊療養者 への医療 (※1)	高齢者施設等 への医療	障がい者 施設等への 医療	感染症患者 以外の患者の 受入	感染症から 回復後患者の 転院受入	派遣可能 機関
病院	270床 (44機関)	2,383床 (151機関)	275機関 (3,700人)	90機関	32機関	105機関	91機関	250機関	283機関	50機関
診療所	—	—	1,710機関 (15,478人)	1,126機関	424機関	584機関	557機関	—	—	—
保険薬局	—	—	—	2,997機関	2,744機関	2,804機関	2,795機関	—	—	—
訪問看護 事業所	—	—	—	615機関	273機関	437機関	401機関	—	—	—
計	270床 (44機関)	2,383床 (151機関)	1,985機関 (19,178人)							
参考（※2） （新型コロナ発生 1年後の2020年 冬の感染規模に対 応できる体制）	240床 程度	1,370床 程度	2,000～ 2,500人/日 程度（試算）							

※1 宿泊療養者への医療提供に係る第二種協定指定医療機関のうち、流行初期では、6病院、15診療所が診療型宿泊療養施設における医療提供について協定を締結

※2 令和5年6月19日第1回大阪府感染症対策部会資料2-2より抜粋

# 協定締結状況

【協定締結状況 流行初期期間経過後（対応開始時期 発生公表後4か月程度から6か月程度以内）】

	流行初期期間経過後（対応開始時期 発生公表後4か月程度から6か月程度以内）									
	病床確保		発熱外来	自宅療養者等への医療提供				後方支援		人材派遣
	重症 病床数 (機関数)	軽症中等症 病床数 (機関数)	発熱外来 対応機関数 (対応人数)	自宅療養者 への医療	宿泊療養者 への医療 (※1)	高齢者施設等 への医療	障がい者施設 等への医療	感染症患者 以外の患者の 受入	感染症から 回復後患者の 転院受入	派遣可能 機関
病院	379床 (61機関)	3,992床 (259機関)	318機関 (4,778人)	109機関	34機関	119機関	105機関	263機関	318機関	53機関
診療所	-	5床 (5機関)	1,813機関 (20,146人)	1,176機関	429機関	589機関	560機関	-	-	-
保険薬局	-	-	-	3,046機関	2,779機関	2,837機関	2,825機関	-	-	-
訪問看護 事業所	-	-	-	655機関	299機関	477機関	441機関	-	-	-
計	379床 (61機関)	3,997床 (264機関)	2,131機関 (24,924人)							
参考(※2) (新型コロナ対応 で確保した 最大値の体制)	580床 程度	4,250床 程度	3,000 機関程度	次ページに記載						

※1 宿泊療養者への医療提供に係る第二種協定指定医療機関のうち、流行初期期間経過後では、7病院、16診療所が診療型宿泊療養施設における医療提供について協定を締結

※2 令和5年6月19日第1回大阪府感染症対策部会資料2-2より抜粋

## 【参考】新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣の実績

内容	新型コロナでの実績（大阪府）
自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診療・検査医療機関のうち、自宅療養者等への診療を行う医療機関（R5.3.31時点） <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ診療実施医療機関……668機関</li> <li>・往診医療機関……181機関</li> <li>・経口治療薬の処方……471機関</li> </ul> </li> <li>・抗体治療医療機関（外来）…192機関</li> <li>・オンライン診療機関……317機関</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外来診療病院……82機関（R4.12時点）</li> <li>○健康観察等を行う診療・検査医療機関：1,329機関（R4.9.25時点）</li> </ul>
宿泊療養施設への医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿泊療養施設（最大41施設）で医療を提供した医療機関等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療型宿泊療養施設を担当した医療機関……9 機関</li> <li>・宿泊療養施設を一括管理した医療機関……1 機関</li> <li>・オンライン診療センターで従事した医療団体……7 団体</li> <li>・宿泊療養者へ経口薬を調剤した薬局数……36 機関</li> <li>・宿泊療養施設での健康観察を実施した医療機関……4 機関（その他、看護協会に委託して実施）</li> </ul> </li> </ul>
高齢者施設等への医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設と連携したコロナ治療連携医療機関： <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設等と連携する医療機関のうち、新型コロナ対応可能な医療機関 601医療機関 （連携する医療機関総数1,161機関）（R5.1月時点）※施設数の約7割</li> </ul> </li> <li>・往診協力医療機関：174医療機関（R5.5.8時点）</li> </ul>
自宅療養者等のフォローを行う薬局	○経口治療薬対応薬局数 1,183機関（R5.3.31時点）
自宅療養者等のフォローを行う訪問看護事業所	○訪問看護ステーション協会に委託した健康観察（安否確認）事業を実施した訪問看護事業所：265事業所（R5.5.2時点）（大阪府訪問看護ステーション協会 会員施設数 983か所（R5.5.25時点） 「参考」大阪府訪問看護事業所数1,634か所（令和4年度 全国訪問看護事業協会調査）
後方支援（転院）	○退院基準到達患者を受け入れる後方支援医療機関：252病院（R5.3.31時点）
人材派遣	○協力医療機関数：30機関（うち県外への派遣にも協力する医療機関数：6 機関） <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣可能な医師数：140人（うち県外への派遣も可能な医師数：0人）</li> <li>・派遣可能な看護師数：130人（うち県外への派遣も可能な看護師数：9人）</li> </ul> ※上記のうち、県外への派遣に協力可能な6 機関、県外への派遣が可能な看護師数9人以外の人員は、「大阪コロナ重症センター」の運営のために確保した人員（協力医療機関数は一部重複あり）（R4.12時点）

# (1) 第一種協定指定医療機関 (病床確保)

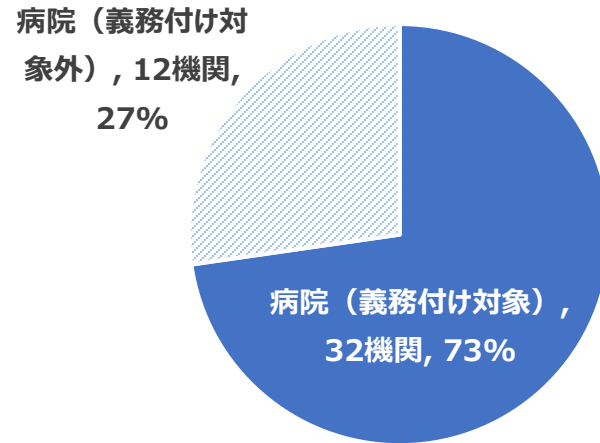
# 第一種協定指定医療機関数

- ◆ 重症病床については、公的医療機関等義務付け対象の病院が7割前後を占める。  
軽症中等症病床については、特に流行初期期間経過後において、義務付け対象の病院以外の民間医療機関も含め、広く確保。

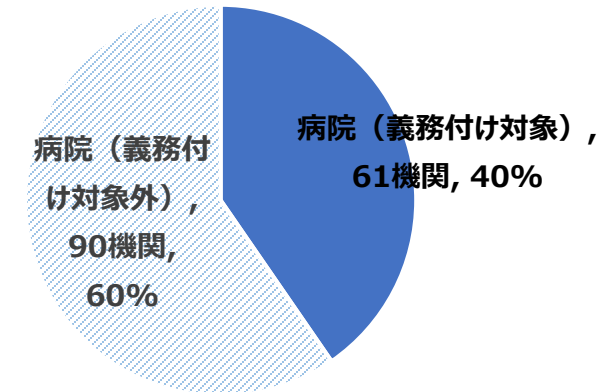
## ● 第一種協定指定医療機関数（医療施設の類型別）

【流行初期】

重症病床確保医療機関（44機関）

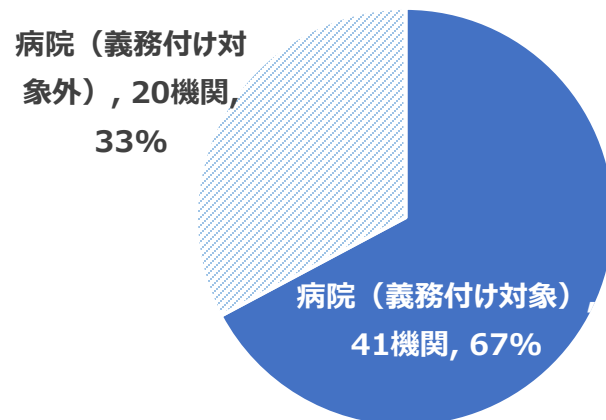


軽症中等症病床確保医療機関（151機関）

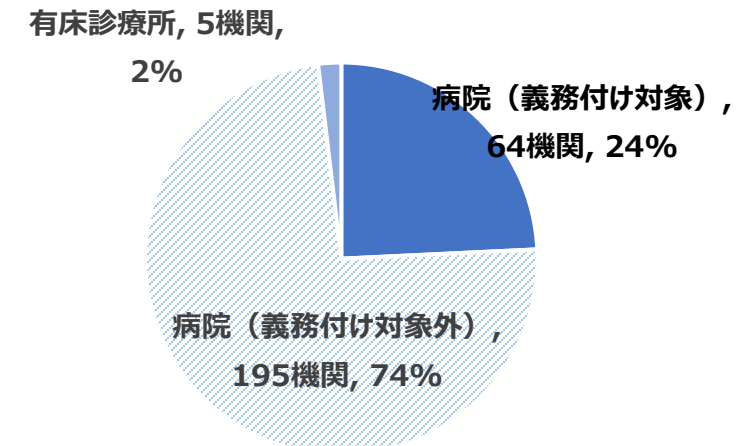


【流行初期期間経過後】

重症病床確保医療機関（61機関）



軽症中等症病床確保医療機関（264機関）



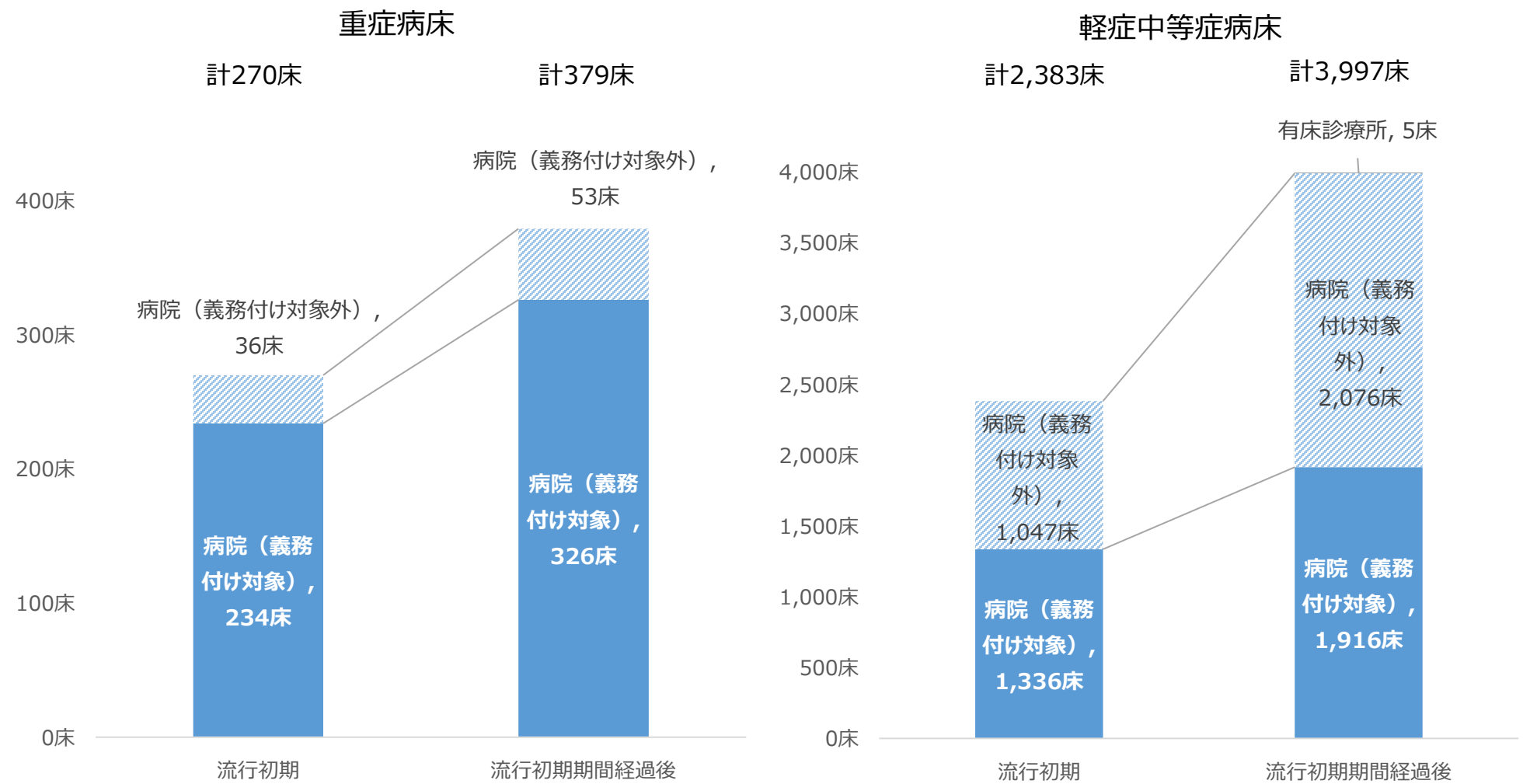
# 第一種協定指定医療機関 確保病床数

- ◆ 流行初期においては重症病床が270床、軽症中等症病床が2,383床と、当初の想定数を上回った。
- ◆ 流行初期期間経過後は、重症病床が379床（新型コロナ第八波で運用したフェーズ2の病床数（230床※1）以上）、軽症中等症病床が3,997床（新型コロナ第八波のフェーズ5（緊急避難的確保病床を除く）（3,650床※1※2）以上）を確保。

※1 病床確保計画（令和4年12月8日改定）における病床数 ※2 重症病床がフェーズ3以下の場合の病床数

（協定締結想定病床数（総数） 流行初期： 重症病床 240床程度、軽症中等症病床 1,370床程度  
 初期期間経過後：重症病床 580床程度、軽症中等症病床 4,250床程度（R5.6.19第1回部会資料））

## ● 確保病床数





● 確保病床数のうち、患者特性別受入可能病床

	流行初期	流行初期期間経過後
<b>確保病床数（重症病床）</b>	<b>270床</b>	<b>379床</b>
うち、精神疾患を有する患者受入可能病床（重複可）	23床	33床
うち、妊産婦（出産可）の患者受入可能病床（重複可）	9床	13床
うち、妊産婦（出産不可）の患者受入可能病床（重複可）	2床	2床
うち、小児患者受入可能病床（重複可）	19床	21床
うち、透析患者受入可能病床（重複可）	36床	40床
<b>確保病床数（軽症中等症病床）</b>	<b>2,383床</b>	<b>3,997床</b>
うち、精神疾患を有する患者受入可能病床（重複可）	97床	187床
うち、妊産婦（出産可）の患者受入可能病床（重複可）	38床	54床
うち、妊産婦（出産不可）の患者受入可能病床（重複可）	19床	23床
うち、小児患者受入可能病床（重複可）	110床	154床
うち、透析患者受入可能病床（重複可）	102床	153床

## (2) 第二種協定指定医療機関 (発熱外来)

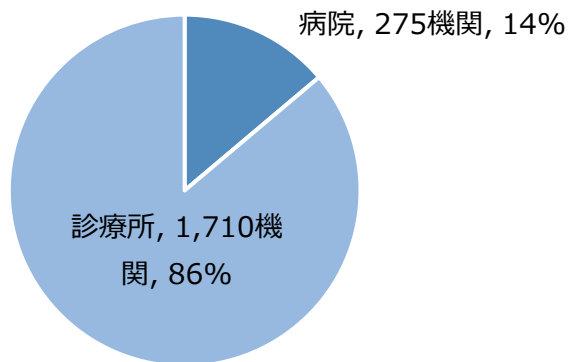
◆ 第二種協定指定医療機関数は、流行初期で1,985機関、対応可能人数は19,178人で、当初の想定数を上回っている。  
 流行初期期間経過後は、2,131機関で当初想定数よりはやや下回るが、対応可能患者数は24,924人と流行初期を上回る体制を確保。

<参考> 想定外来数（総数） 【流行初期】2,000～2,500人/日の疑い患者に対応できる機関数 【流行初期期間経過後】約3,000機関（R5.6.19第1回部会資料）

● 第二種協定指定医療機関数（医療施設の類型別）

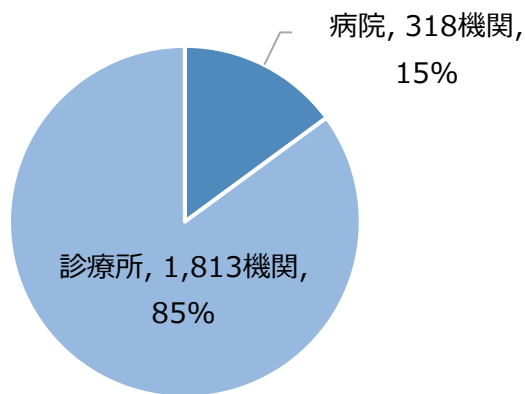
（機関数）

【流行初期】



計1,985機関

【流行初期期間経過後】



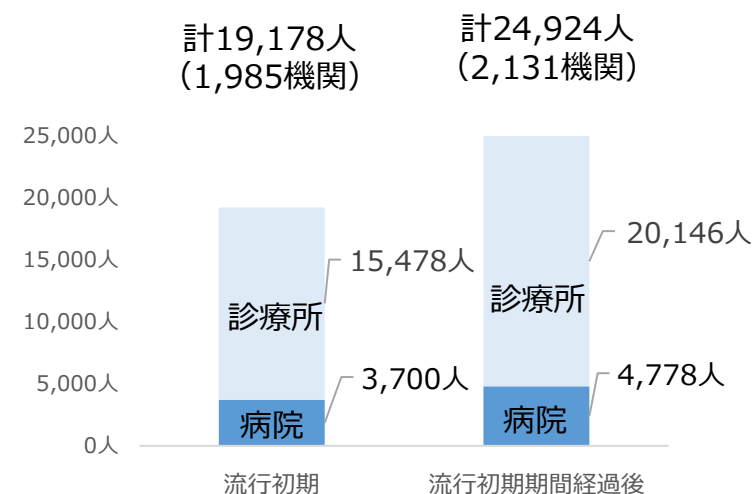
計2,131機関

● 第二種協定指定医療機関のうち、かかりつけ患者以外の受入可否等

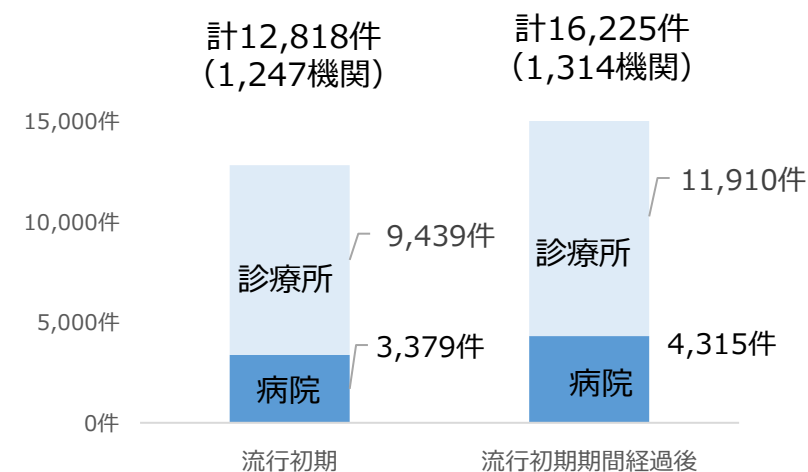
単位：機関数

		流行初期		流行初期期間経過後	
		病院	診療所	病院	診療所
かかりつけ患者以外の受入可否	可能	—	—	262	1,513
	不可	—	—	56	300
小児の受入可否	可能	73	771	75	804
	不可	202	939	243	1,009

● 対応可能人数（1日当たり）



● 検査（核酸検出検査）実施能力（1日当たり）



(参考) 流行初期医療確保措置

## 流行初期医療確保措置の基準

新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、以下の基準を満たす医療措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合

### 病床確保

- 措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して、重症病床にあつては**7日以内**、軽症中等症病床にあつては**14日以内**に実施
- 措置を講ずるために確保する病床数が下表の区分に応じて定める数以上
- 後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関との連携等その他病床確保にかかる体制を構築

区分	病床数
公的医療機関等※のうち、府又は市町村（地独を含む）、(独)地域医療機能推進機構、(独)国立病院機構、(独)労働者健康安全機構が開設する病院（一般病床数100床以上）（特定機能病院を除く）	<b>30床</b> （一般病床数が300床未満の場合、当該一般病床数の10%）
上記を除く公的医療機関等※（一般病床数100床以上 特定機能病院を除く）又は特定機能病院のうち、がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に対し、高度かつ専門的な医療を提供するもの以外	<b>20床</b> （一般病床数が200床未満の場合、当該一般病床数の10%）
上記を除く公的医療機関等※、地域医療支援病院その他流行初期に入院を担当する医療機関	<b>10床</b>

※感染症法第36条の2第1項の規定に基づく公的医療機関等

### 発熱外来

- 措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して**7日以内**に実施
- 1日あたり病院で**20人以上**、診療所で**5人以上**の疑い患者等を診療

## 上記数値基準を満たす協定を締結している医療機関数

	病床確保		発熱外来		数値基準充足 医療機関数 (重複除く)
		うち、数値基準充足		うち、数値基準充足	
病院	160機関	<b>158機関</b>	275機関	<b>113機関</b>	<b>190機関</b>
診療所			1,710機関	<b>1,305機関</b>	<b>1,305機関</b>
計	160機関	<b>158機関</b>	1,985機関	<b>1,418機関</b>	<b>1,495機関</b>

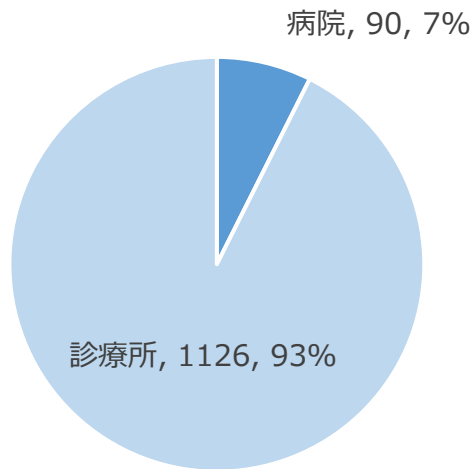
(3) - 1 第二種協定指定医療機関  
(自宅療養者への医療の提供)

◆ 流行初期は1,216機関、流行初期期間経過後は1,285機関が自宅療養者への医療提供に係る協定を締結。9割以上は診療所。約6割が、かかりつけ患者以外の対応が可能。

● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（医療施設の類型別）

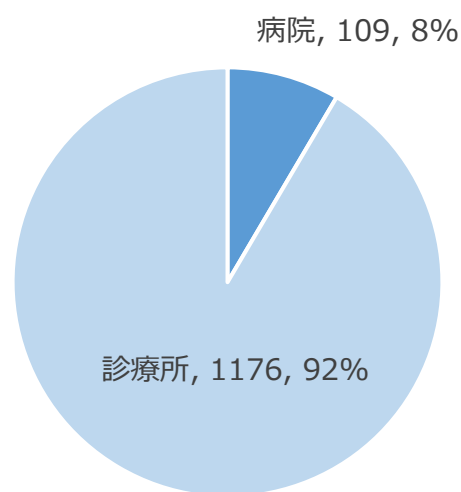
（機関数）

【流行初期】



計1,216機関

【流行初期期間経過後】

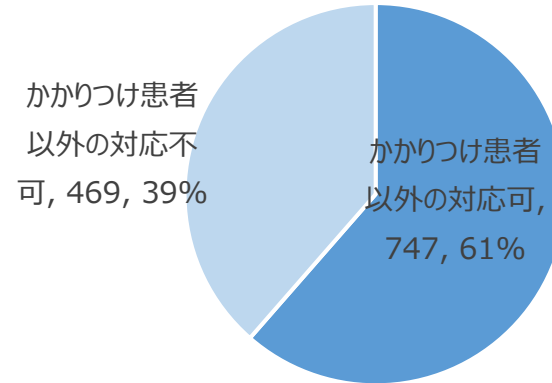


計1,285機関

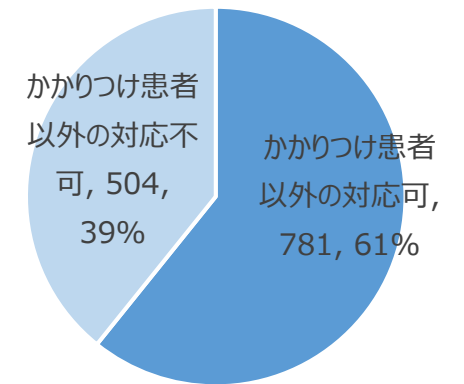
● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（かかりつけ患者以外の対応可否）

（機関数）

【流行初期】



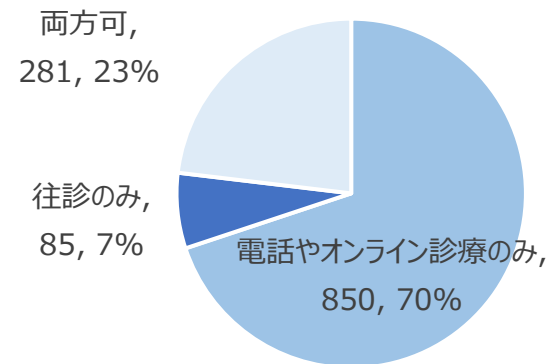
【流行初期期間経過後】



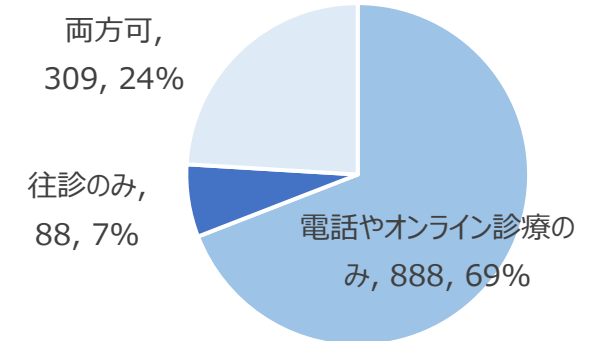
● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（対応内容別）

（機関数）

【流行初期】



【流行初期期間経過後】



## 第二種協定指定医療機関数 自宅療養者への医療の提供（薬局・訪問看護事業所）

- ◆ 流行初期では2,997薬局、流行初期期間経過後では3,046薬局が自宅療養者への服薬指導に係る協定を締結。
- ◆ 流行初期では615事業所、流行初期期間経過後では655事業所が自宅療養者への訪問看護に係る協定を締結。

### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）

流行初期	流行初期期間経過後
2,997薬局	3,046薬局

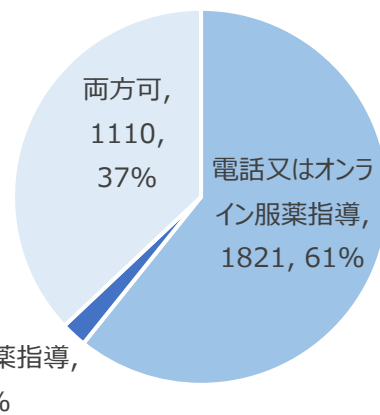
### ● 第二種協定指定医療機関数（訪問看護事業所）

流行初期	流行初期期間経過後
615機関	655機関

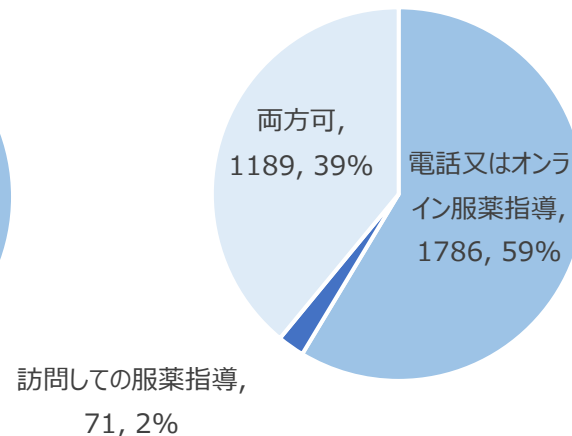
### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）（対応内容別）

(機関数)

#### 【流行初期】



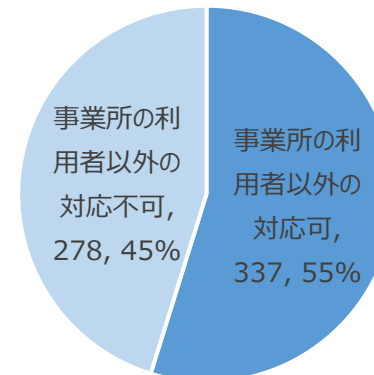
#### 【流行初期期間経過後】



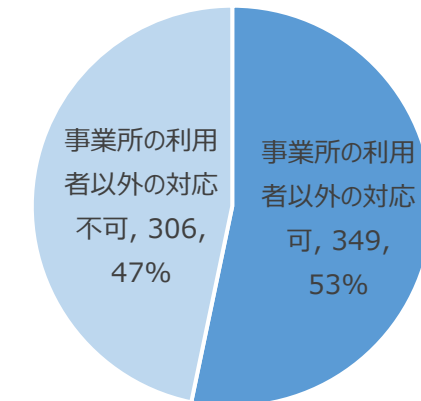
### ● 第二種協定指定医療機関数（訪問看護事業所）（事業所利用者以外の対応可否）

(機関数)

#### 【流行初期】



#### 【流行初期期間経過後】

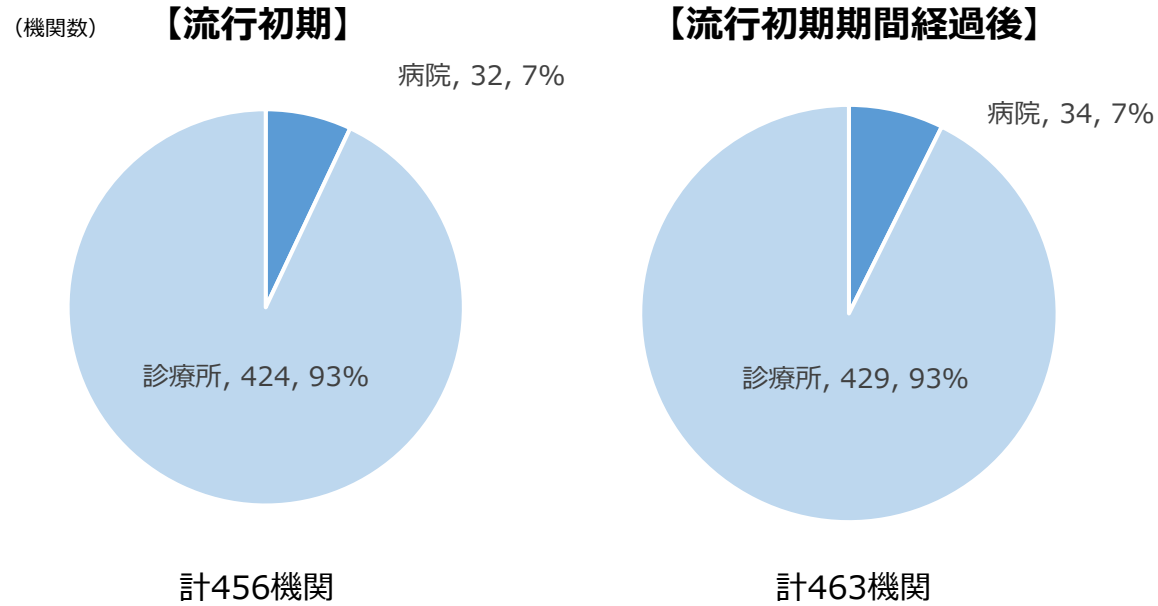




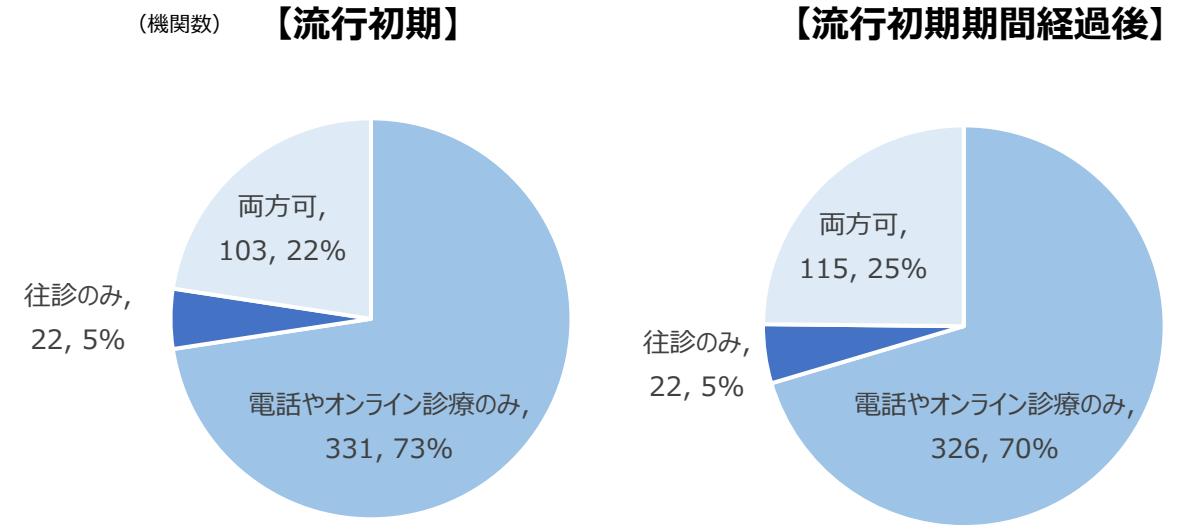
(3) - 2 第二種協定指定医療機関  
(宿泊療養者への医療の提供)

◆ 流行初期では456機関、流行初期期間経過後では463機関が宿泊療養者への医療提供に係る協定を締結。9割以上は診療所。

● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（医療施設の類型別）



● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（対応内容別）



※ 宿泊療養者への医療提供に係る第二種協定指定医療機関のうち、流行初期では、6病院、15診療所、流行初期期間経過後では、7病院、16診療所が診療型宿泊療養施設における医療提供について協定を締結

## 第二種協定指定医療機関数 宿泊療養者への医療の提供（薬局・訪問看護事業所）

- ◆ 流行初期では2,744薬局、流行初期期間経過後では2,779薬局が宿泊療養者への服薬指導に係る協定を締結。
- ◆ 流行初期では273事業所、流行初期期間経過後では299事業所が宿泊療養者への訪問看護に係る協定を締結。

### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）

流行初期	流行初期期間経過後
2,744薬局	2,779薬局

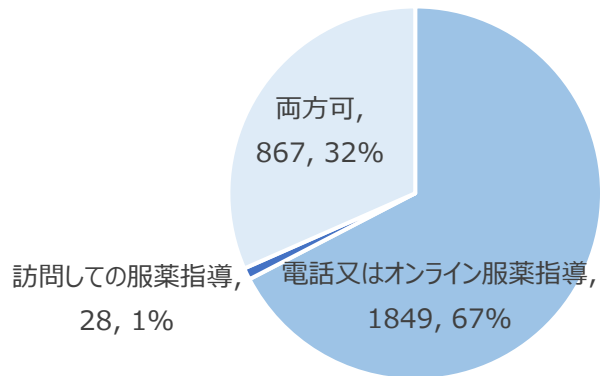
### ● 第二種協定指定医療機関数（訪問看護可能事業所）

流行初期	流行初期期間経過後
273機関	299機関

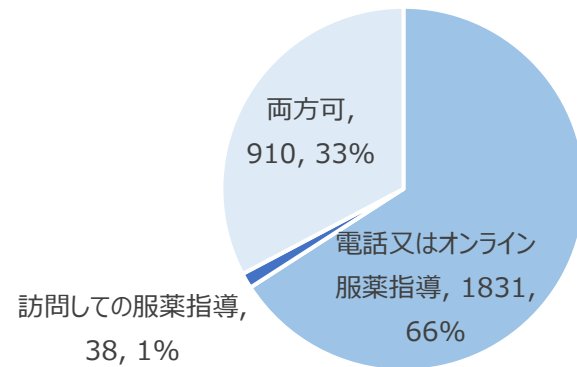
### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）（対応内容別）

（機関数）

【流行初期】



【流行初期期間経過後】



(3) - 3 第二種協定指定医療機関  
(高齢者施設等への医療の提供)

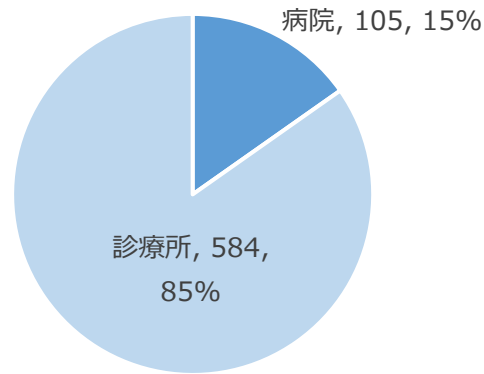
## 第二種協定指定医療機関数 高齢者施設等への医療の提供（病院・診療所）

◆ 流行初期では689機関、流行初期期間経過後では708機関が高齢者施設等への医療提供に係る協定を締結。診療所が8割以上。協力医療機関となっている施設以外へ対応可能な医療機関数は、6割弱。

### ● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（医療施設の類型別）

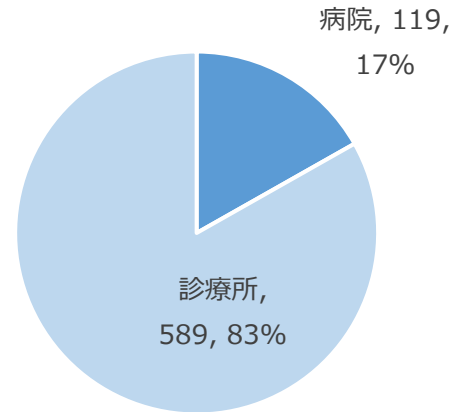
（機関数）

#### 【流行初期】



計689機関

#### 【流行初期期間経過後】

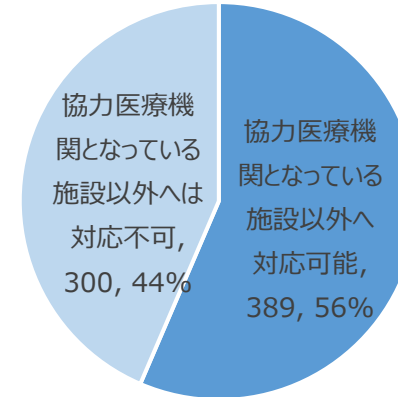


計708機関

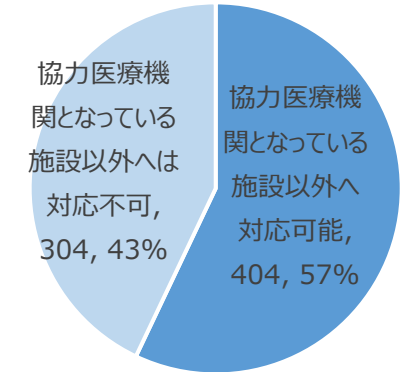
### ● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（協力医療機関となっている施設以外への対応可否）

（機関数）

#### 【流行初期】



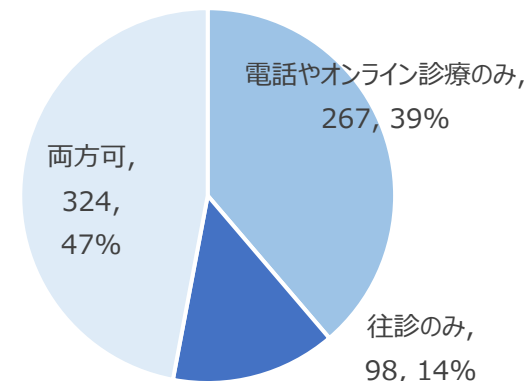
#### 【流行初期期間経過後】



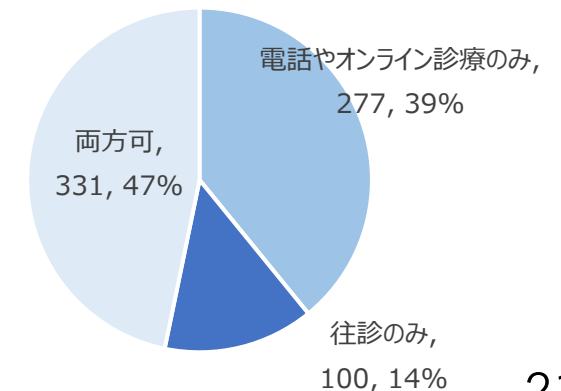
### ● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（対応内容別）

（機関数）

#### 【流行初期】



#### 【流行初期期間経過後】



## 第二種協定指定医療機関数 高齢者施設等への医療の提供（薬局・訪問看護事業所）

- ◆ 流行初期では2,804薬局、流行初期期間経過後では2,837薬局が高齢者施設等への服薬指導に係る協定を締結。
- ◆ 流行初期では437事業所、流行初期期間経過後では477事業所が高齢者施設等への訪問看護に係る協定を締結。

### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）

流行初期	流行初期期間経過後
2,804薬局	2,837薬局

### ● 第二種協定指定医療機関数（訪問看護可能事業所）

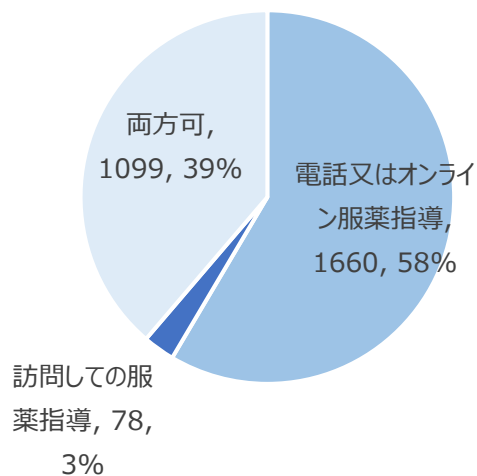
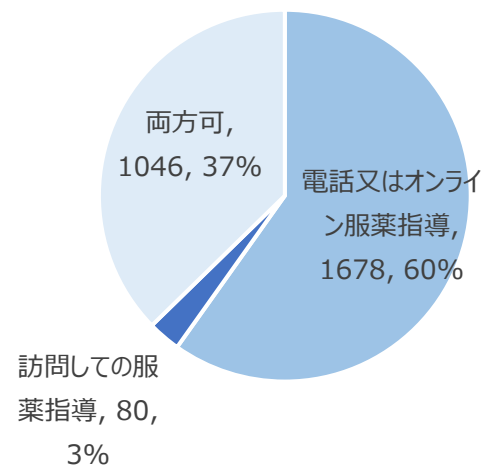
流行初期	流行初期期間経過後
437機関	477機関

### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）（対応内容別）

（薬局数）

【流行初期】

【流行初期期間経過後】



(3) - 4 第二種協定指定医療機関  
(障がい者施設等への医療の提供)

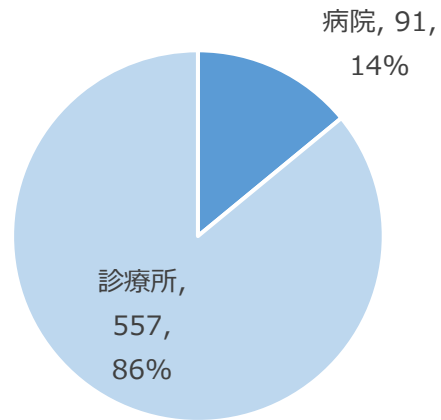
## 第二種協定指定医療機関 障がい者施設等への医療の提供（病院・診療所）

◆ 流行初期では648機関、流行初期期間経過後では665機関が障がい者施設等療養者への医療提供に係る協定を締結。診療所が8割以上。協力医療機関となっている施設以外へ対応可能な医療機関数は、6割弱。

### ● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（医療施設の類型別）

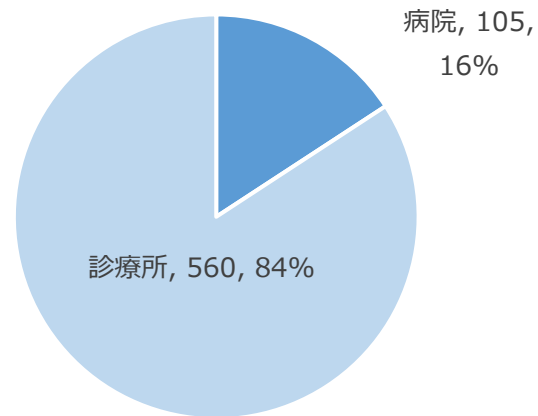
（機関数）

#### 【流行初期】



計648機関

#### 【流行初期期間経過後】

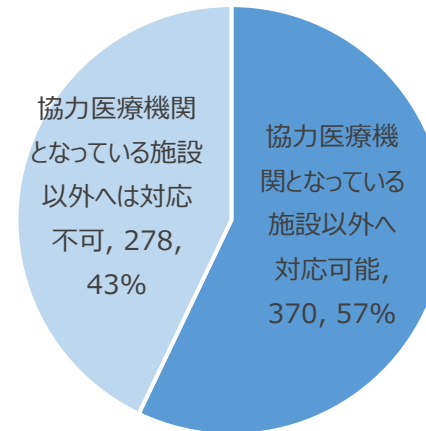


計665機関

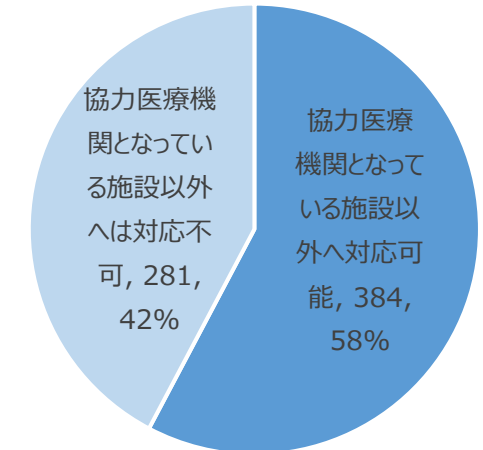
### ● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（協力医療機関となっている施設以外への対応可否）

（機関数）

#### 【流行初期】



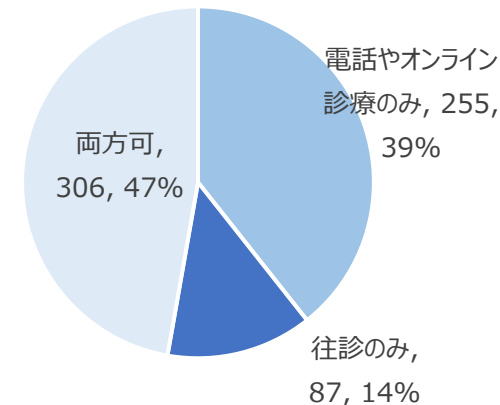
#### 【流行初期期間経過後】



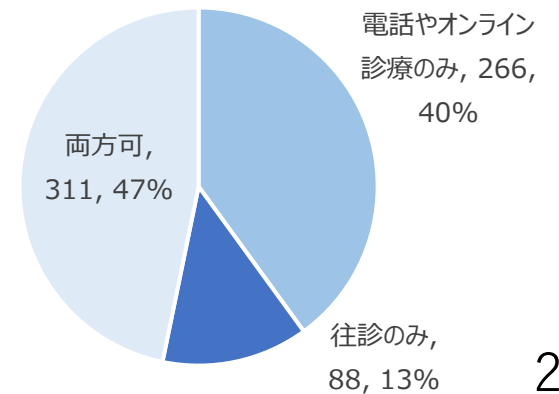
### ● 第二種協定指定医療機関数（病院・診療所）（対応内容別）

（機関数）

#### 【流行初期】



#### 【流行初期期間経過後】





## 第二種協定指定医療機関 障がい者施設等への医療の提供（薬局・訪問看護事業所）

- ◆ 流行初期では2,795薬局、流行初期期間経過後では2,825薬局が障がい者施設等への服薬指導が可能。
- ◆ 流行初期では401事業所、流行初期期間経過後では441事業所が障がい者施設等への訪問看護が可能。

### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）

流行初期	流行初期期間経過後
2,795薬局	2,825薬局

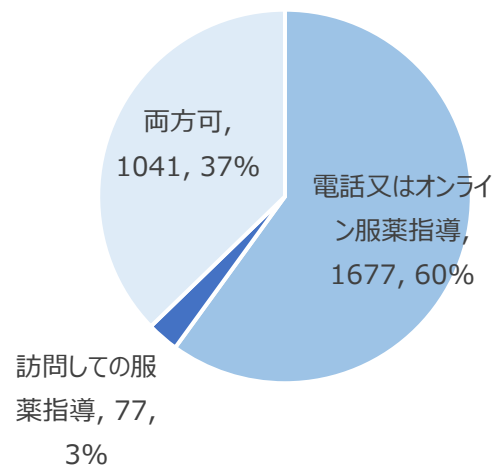
### ● 第二種協定指定医療機関数（訪問看護可能事業所）

流行初期	流行初期期間経過後
401機関	441機関

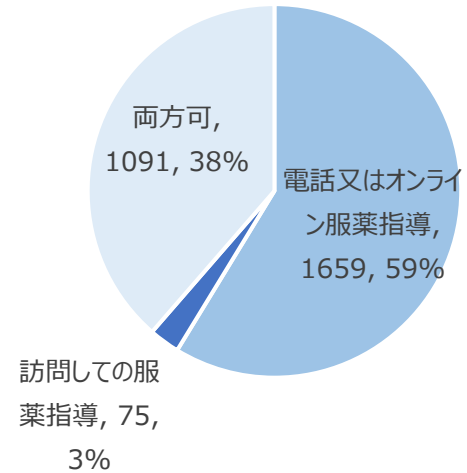
### ● 第二種協定指定医療機関数（薬局）（対応内容別）

（薬局数）

#### 【流行初期】



#### 【流行初期期間経過後】



## (4) 後方支援

- ◆ 感染症の対応を行う医療機関に代わり、感染症患者以外の患者の受入が可能な医療機関数は、流行初期では250機関、流行初期期間経過後では263機関。
- ◆ 感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入可能医療機関数は、流行初期では283機関、流行初期期間経過後では318機関。

①協定締結医療機関数（感染症患者以外の患者の受入が可能）

流行初期	流行初期期間経過後
250機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は133機関)	263機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は140機関)

②協定締結医療機関数（感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入）

流行初期	流行初期期間経過後
283機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は139機関)	318機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は155機関)

## (5) 人材派遣

## 人材派遣に係る医療措置協定締結医療機関数等

- ◆ 人材派遣に係る協定締結医療機関数は、流行初期で50機関（うち府外への派遣にも協力する医療機関数：25機関）、流行初期期間経過後で53機関（うち府外への派遣にも協力する医療機関数：25機関）。

	対応見込数 【流行初期】 (発表公表後3か月程度)	対応見込数 【流行初期期間経過後】 (発表公表後4か月程度 から6か月程度以内)
<b>1 医師</b>		
1-1 感染症医療担当従事者	181名 ( 34機関)	187名 ( 35機関)
1-1のうち、府外への派遣可	143名 ( 21機関)	143名 ( 21機関)
1-2 感染症予防等業務関係者	150名 ( 29機関)	154名 ( 33機関)
1-2のうち、府外への派遣可	111名 ( 14機関)	111名 ( 14機関)
<b>2 看護師</b>		
2-1 感染症医療担当従事者	314名 ( 40機関)	320名 ( 39機関)
2-1のうち、府外への派遣可	228名 ( 24機関)	226名 ( 22機関)
2-2 感染症予防等業務関係者	266名 ( 38機関)	271名 ( 42機関)
2-2のうち、府外への派遣可	180名 ( 17機関)	183名 ( 19機関)
<b>3 その他</b>		
3-1 感染症医療担当従事者	179名 ( 30機関)	185名 ( 30機関)
3-1のうち、府外への派遣可	138名 ( 19機関)	138名 ( 19機関)
3-2 感染症予防等業務関係者	147名 ( 27機関)	150名 ( 30機関)
3-2のうち、府外への派遣可	109名 ( 15機関)	109名 ( 15機関)
※人材派遣協定締結医療機関数 計 (重複を除く)	50機関	53機関

【参考】新型コロナ実績 (R4.12時点)

- ・協力医療機関数：30機関  
(うち県外への派遣にも協力する医療機関数：6機関)
- ・派遣可能な医師数：140人  
(うち県外への派遣も可能な医師数：0人)
- ・派遣可能な看護師数：130人  
(うち県外への派遣も可能な看護師数：9人)

※上記のうち、県外への派遣に協力可能な6機関、県外への派遣が可能な看護師数9人以外の人員は、「大阪コロナ重症センター」の運営のために確保した人員(協力医療機関数は一部重複あり)

## (6) 個人防護具の備蓄

## 個人防護具の備蓄に係る医療措置協定締結医療機関数

- ◆ 5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）全てを用量2か月以上備蓄する医療機関は、協定締結医療機関3,078機関のうち876機関で3割弱（国の目標値は8割以上）。
- ◆ 各物資について備蓄を行う医療機関（備蓄量は、各医療機関で必要量を見積もり）は、病院・診療所は各物資8割以上、訪問看護事業所は7割前後。

### ● 5物資全てについて2か月以上備蓄を行う協定の締結医療機関数

	5物資2か月以上の備蓄を行う協定の締結医療機関数		
病院	199機関	／	440機関 (45.2%)
診療所	577機関	／	1,944機関 (29.7%)
訪問看護事業所	100機関	／	694機関 (14.4%)
計	<b>876機関</b>	<b>／</b>	<b>3,078機関 (28.5%)</b>

※分母の機関数は、協定締結医療機関数

### ● 5物資それぞれについて備蓄を行う協定締結医療機関数（協定締結医療機関数に占める割合）

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病院	374機関 (85.0%)	371機関 (84.3%)	370機関 (84.1%)	366機関 (83.2%)	373機関 (84.8%)
診療所	1,710機関 (88.0%)	1,560機関 (80.2%)	1,632機関 (84.0%)	1,565機関 (80.5%)	1,703機関 (87.6%)
訪問看護事業所	487機関 (70.2%)	455機関 (65.6%)	479機関 (69.0%)	461機関 (66.4%)	485機関 (69.9%)

## 2 検査措置協定



◆ 医療機関や民間検査機関等との検査措置協定等により、発熱外来の対応可能人数（流行初期19,178人、流行初期期間経過後24,924人）を検査可能な体制を確保。

●検査の実施能力

	流行初期（発生等の公表後3か月程度） のうち1か月以内	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から6か月程度以内）
<b>検査の実施能力</b>	<b>26,106件/日</b>	<b>68,793件/日</b>
地方衛生研究所	808件/日	758件/日
保健所等	530件/日	530件/日
医療機関※1	12,818件/日	16,225件/日
民間検査機関等※2	11,950件/日	51,280件/日

（※1）流行初期で1,247機関、流行初期期間経過後で1,314機関

（※2）10事業者と締結（10事業者中、3事業者が数値入り協定を締結することができず、定性的な協定を締結する機関）

協議の結果、全国から受託することから、各都道府県との数値入り協定を締結することができず、定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上

（参考）第二種協定指定医療機関（発熱外来）における1日の対応可能人数は、流行初期期間が流行初期19,178人、流行初期期間経過後24,924人

### 3 宿泊施設確保措置協定

## 宿泊施設確保措置協定締結状況

- ◆ 民間宿泊業者と個別に協議を行った上で、宿泊施設確保措置協定を令和6年3月29日付で締結。
- ◆ 民間宿泊業者との宿泊施設確保措置協定により、国のガイドラインで示されている目標居室数※<sup>1</sup>を確保。

単位：室

	流行初期期間（発生等の公表後3か月程度） のうち1か月以内	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から6か月程度以内）
<b>確保居室数</b>	<b>13,504</b>	<b>16,672</b>
大阪市内	11,685	12,723
大阪市外	469	469
具体的な施設（所在地）未確定※ <sup>2</sup>	1,350	3,480

- （※1）流行初期期間のうち1か月以内については令和2年5月頃の確保居室数（府実績：1,504室）、流行初期期間経過後については新型コロナ対応時の最大確保居室数（令和4年3月頃の確保居室数（府実績：11,477室））。
- （※2）国のガイドラインにおいて、複数の宿泊施設を有しており、具体的な施設を特定しない方が多くの居室数の確保が見込める場合は、具体的に施設を示さないこととしても差し支えないとされている。